

# 老人福祉センター横浜市狩場緑風荘

## 指定管理者 募集要項

老人福祉センター横浜市狩場緑風荘の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

### 1 施設の概要

(1) 名称

老人福祉センター横浜市狩場緑風荘

(2) 所在地

横浜市保土ヶ谷区狩場町 295 番地 2

(3) 開所年月日

昭和 55 年 11 月 1 日

(4) 建物の概要

構造 鉄筋コンクリート造 地上 2 階

竣工年月 昭和 55 年 10 月

敷地面積 4,386.28 m<sup>2</sup>

延床面積 2,414.23 m<sup>2</sup>

施設内容 2 階：読書室、工作室、和室（4）、茶室、屋上庭園

1 階：事務室、会議室、ロビー、大広間、娯楽室、作業室、中広間

機能回復訓練室、スポーツ室、浴室（男・女）、脱衣室（男・女）

健康相談室、診察室、ロッカー室、喫煙コーナー

地階：機械室、監視室

(5) 施設種別

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条に定める老人福祉施設である老人福祉センターで、条例により設置されています。高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための総合的な便宜の供与を目的としています。

### 2 指定管理者が行う業務

(1) 横浜市狩場緑風荘の運営に関すること。

(2) 横浜市狩場緑風荘の管理全般に関すること。

(3) 横浜市狩場緑風荘の設備維持に関すること。

(4) 横浜市老人福祉施設条例第 3 条第 4 項に規定される事業の実施に関すること。

(5) 個人情報保護に関すること。

その他、老人福祉センター横浜市狩場緑風荘指定管理者仕様書のとおり

### 3 指定期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで（5 年間）

#### 4 指定管理料

指定管理に係る経費は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に指定管理者の請求に基づき、四半期ごとに分割して支払います。支払い時期や額、方法等は協定にて定めます。

#### 5 応募資格

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体。

#### 6 応募方法

##### (1) 応募書類

ア 指定申請書

イ 老人福祉センター横浜市狩場緑風荘指定管理者事業計画書（様式1）

ウ 老人福祉センター横浜市狩場緑風荘指定管理者自主事業計画書（様式2）

エ 老人福祉センター横浜市狩場緑風荘指定管理者自主事業別計画書（様式3）

オ 平成18年度老人福祉センター狩場緑風荘管理運営費提案書（様式4）

カ 平成18年度老人福祉センター狩場緑風荘の管理に関する業務の収支予算書（様式5）

キ 人員表（過去3年分）（各決算期末の常勤役員数、常勤従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト））（様式6）

ク 申請団体の定款、寄附行為、規約その他これらに関する書類

ケ 申請団体の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度（社会福祉法人にあつては、前事業年度）の収支計算書及び事業報告書

コ 現在の組織、人員体制を示す書類（就業規定、給与規定等）

サ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人の概要がわかるもの

※ 以下の書類については、団体により提出書類が異なります。

〈法人の場合〉

シ 貸借対照表（過去3年分）

ス 損益計算書（過去3年分）

セ 製造原価報告書等の原価の明細（過去3年分）

ソ 販売費及び一般管理費等の明細（過去3年分）

タ 登記簿謄本

チ 法人税・法人市民税・消費税及び地方消費税等の納税証明書（過去3年分）

〈その他の団体の場合〉

ツ 正味財産計算書（総括 過去3年分）

テ 貸借対照表（過去3年分）

ト 損益計算書（過去3年分）

ナ 収益事業を行っている場合には、税務申告書の写し

※ 共同事業体を結成して応募する場合は、さらに以下の書類の提出をお願いします。

ニ 共同事業体協定書兼委任状（様式7）

ヌ 協同事業体連絡先一覧（様式8）

\* 上記キ、シ～ソ及びチ～トの書類については、設立から3年以内である団体の場合は、実績のある分だけの提出になります。

(2) 提出部数

応募書類をアから順に並べ、クリップ留めしたものを7部（うち1部は正本）提出してください。

(3) 募集要項配布期間

平成17年8月1日（月）から平成17年9月6日（火）

(4) 応募申請書提出期間

平成17年9月7日、8日、9日の3日間 午後5時15分必着（郵送可）

（保土ヶ谷区役所開庁時間：午前8時45分から午後5時15分まで（土日祝日を除く））

提出期間終了後の応募は受け付けできません。

(5) 申込先

〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 保土ヶ谷区役所地域振興課  
（区役所本館2階11番窓口）

## 7 公募に関する事項

(1) 公募及び選定スケジュール

ア 募集要項の配布期間	平成17年8月1日～9月6日
イ 公募説明会	8月9日
ウ 現地説明会	8月11日
エ 募集要項等に関する質問受付期間	8月12日～8月19日
オ 質問に対する回答日	8月31日
カ 応募書類の受付期間	9月7日～9月9日
キ 面接審査	9月22日（予定）
ク 選定結果の通知	9月下旬～10月上旬（予定）

(2) 公募手続き

ア 募集要項の配布

募集要項を平成17年8月1日（月）から平成17年9月6日（火）の期間に配布します。

配布場所：問い合わせ先に同じ

配布時間：午前8時45分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）

イ 公募説明会

応募希望者に対して、応募方法、応募書類、指定管理者業務等についての説明会を開催します。

参加を希望される団体は、事前に電話でお申込みください。なお、応募を予定される団体は、必ずご参加ください。

日時：平成17年8月9日（火）午後2時～2時50分

場所：横浜市開港記念会館（横浜市中区本町1丁目6番地）

申込先：問い合わせ先に同じ

申込期限：平成17年8月8日（月）正午まで

ウ 現地説明会

応募希望者に対して、施設の現場説明を行います。

参加を希望される団体は、事前に電話でお申込みください。なお、応募を予定される団体は、必ずご参加ください。

日時：平成17年8月11日（木）午後1時30分～2時30分

場 所 : 老人福祉センター横浜市狩場緑風荘 (横浜市保土ヶ谷区狩場町 295 番地 2)

申込先 : 問い合わせ先と同じ

申込期限 : 平成 17 年 8 月 10 日 (水) 正午まで

注意事項 : 車及びバイクでの来館は禁止しておりますので厳守してください。

また、当該施設周辺は、駐車禁止となっています。

当日は開館日であるため、利用者がいる部屋については見学できません。

#### エ 募集要項等に関する質問受付

公募説明会、現地説明会終了後、募集要項等に関する質問を受け付けます。

受付期間 : 平成 17 年 8 月 12 日 (金) ~ 8 月 19 日 (金) 午後 5 時 15 分まで

受付方法 : 別添の「質問書」を使用して、FAX または Eメールでお問い合わせください。

なお、電話によるお問い合わせは受付できません。また、受付期間終了後の質問にはお答えできません。

連絡先 : 問い合わせ先と同じ

#### オ 質問に対する回答

質問に対する回答は、公募説明会、現地説明会に参加された全団体及び質問書を提出した全団体に対して行います。

回答日 : 平成 17 年 8 月 31 日 (水) 午後 5 時まで

回答方法 : FAX または Eメールで回答します。

## 8 選定方法及び基準

### (1) 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、「保土ヶ谷区老人福祉センターの指定管理者の指定に関する要綱」に基づき設置された「保土ヶ谷区老人福祉センター指定管理者選定委員会」(市職員及び学識経験者等により構成)において選定を行います。

選定にあたっては、事業計画の実施に要する費用・効果、当該事業計画に沿って施設を管理する能力等を面接審査等により総合的に評価して選考します。

なお、総合評価の判断基準として点数制を採用しますが、審査の結果、該当者なしとする場合もあります。

【保土ヶ谷区老人福祉センター指定管理者選定委員会委員】 (委員長以外は五十音順)

委員長 今井 好雄 (保土ヶ谷区連合町内会長連絡会 会長)

委員 井上 正昭 (横浜市レクリエーション協会 理事)

海老沼 芳夫 (東京地方税理士会保土ヶ谷支部)

斉藤 勝敏 (保土ヶ谷区役所 福祉保健課長)

中村 康子 (社会福祉法人清光会 今井地域ケアプラザ所長)

### (2) 審査の手続

選定委員会による応募書類の書類審査及び面接審査を実施します。

面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行いますので、法人その他の団体の代表者または代理の方 3 名までの出席をお願いします。

面接審査は 9 月 22 日 (木) に実施する予定ですが、日時、場所については後日連絡します。

### (3) 評価基準項目

別紙「保土ヶ谷区老人福祉センター指定管理者選定にかかる評価基準項目」のとおり。

評価基準項目中の区政運営方針 (平成 17 年度) については添付してあります。

## 9 選定結果の通知及び指定手続き等

### (1) 選考結果の通知・公表

#### ア 文書による通知

選考結果については、平成 17 年 9 月下旬から 10 月上旬にかけて、全応募団体に文書で通知します。

- ・ 1 位団体への通知 1 位団体の名称及び点数
- ・ 2 位団体への通知 1 位団体、2 位団体の名称及び点数
- ・ 3 位以下の団体への通知 1 位団体、2 位団体及び当該団体の名称及び点数

#### イ ホームページでの公表

選定後、申請の概況（経過、申請団体名等）、審査内容の概要について、保土ヶ谷区のホームページで公表します。

### (2) 指定手続

選定団体については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を横浜市会に対して提出し、議決後に指定管理者として指定します。

指定にあたっては、指定団体へ文書で通知するとともに、横浜市公告式条例（昭和 25 年横浜市条例第 35 号）の定めるところにより告示します。

横浜市会への提案は、平成 17 年第 4 回市会定例会を予定しています。

### (3) 業務引継ぎ

指定管理者の指定は、横浜市会において指定管理者の指定が議決された後となります。指定後に速やかに、現場研修、現在の管理運営受託団体からの引継ぎに入っていただきます。

### (4) 協定の締結

指定に伴い施設の管理に係る細目的事項、本市が支払うべき管理費用の額、危険負担等を定めるため、協議により協定を締結します。

### (5) その他

横浜市会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、市会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、当該老人福祉センターに係る業務及び管理の準備のために支出した費用等については、一切補償しません。

また、指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないとするときは、指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

## 10 情報の公開

### (1) 応募書類について

応募団体から提出された応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づき情報開示請求が提出された場合は、請求に基づき請求者に開示されます。

### (2) 面接審査について

面接審査の際のプレゼンテーション内容、質疑応答については、議事録として平成 17 年 10 月上旬頃、保土ヶ谷区ホームページ上で公開する予定です。

### (3) 選考結果について

選考結果（1 位団体、2 位団体の名称及び点数）については、平成 17 年 10 月上旬頃、保土ヶ谷区ホームページ上で公開する予定です。

## 11 添付資料

- (1) 指定申請書
- (2) 老人福祉センター横浜市狩場緑風荘指定管理者事業計画書（様式1）
- (3) 老人福祉センター横浜市狩場緑風荘指定管理者自主事業計画書（様式2）
- (4) 老人福祉センター横浜市狩場緑風荘指定管理者自主事業別計画書（様式3）
- (5) 平成18年度老人福祉センター狩場緑風荘管理運営費提案書（様式4）**  
**（8月9日の公募説明会で配布します。）**
- (6) 平成18年度老人福祉センター狩場緑風荘の管理に関する業務の収支予算書（様式5）
- (7) 人員表（過去3年分）（各決算期末の常勤役員数、常勤従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト））（様式6）
- (8) 共同事業体協定書兼委任状（様式7）（※共同事業体を結成して応募する場合に使用）
- (9) 共同事業体連絡先一覧（様式8）（※共同事業体を結成して応募する場合に使用）
- (10) 質問書（※質問時に使用）
- (11) 辞退届（※辞退時に使用）
- (12) 老人福祉センター横浜市狩場緑風荘指定管理者の仕様書
- (13) 老人福祉センター横浜市狩場緑風荘の概要
- (14) 保土ヶ谷区老人福祉センター指定管理者選定にかかる評価基準項目
- (15) 平成17年度 保土ヶ谷区区政運営方針

## 12 その他

- (1) 応募に関して必要となる費用、指定決定後の業務引継ぎ等にかかる費用については、団体の負担とします。
- (2) 会社等の法人にかかる市民税、事業を行う者にかかる事業所税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、区役所課税課又は納税課にお問い合わせください。  
なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。
- (3) 応募書類提出後、辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- (4) 横浜市保土ヶ谷区老人福祉センター指定管理者選定委員会委員、本市職員その他本件関係者に対する本件申請についての個別接触を禁止します。
- (5) 提出された書類の内容を変更することはできません。（軽微な修正を除く）

### 【問い合わせ先】

〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地9  
横浜市保土ヶ谷区役所地域振興課  
担 当：丸山、小山  
電 話：045-334-6305 FAX：045-332-7409  
E-mail：ho-chishin@city.yokohama.jp